

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和 3年6月1日 至 令和 4年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 木下会

- 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
- 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 和歌山県和歌山市太田554番地の5

(3) 設立認可年月日 平成19年 6月 6日

(4) 設立登記年月日 平成19年 6月 21日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	木下胃腸科内科医院	和歌山県和歌山市太田554番地 の5	一般病床 0床 療養病床 0床 〔医療保険〕 0床 〔介護保険〕 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会での議決又は同意した事項

令和 3年 7月 25日 令和 2年度の決算の決定

令和 4年 5月 20日 令和 4年度の事業計画及び收支予算の決定

様式3-4

法人名 医療法人 木下会

※医療法人番号

所在地 和歌山県和歌山市太田554番地の5

貸 借 対 照 表

(令和4年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	59,148	I 流動負債	15,781
II 固定資産	42,475	負債合計	15,781
1 有形固定資産	41,279	純資産の部	
2 無形固定資産	895	科目	金額
3 その他の資産	301	I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	75,842
資産合計	101,623	純資産合計	85,842
		負債・純資産合計	101,623

様式4-2

法人名 医療法人 木下会

※医療法人番号

所在地 和歌山県和歌山市太田554番地の5

損 益 計 算 書
(自 令和 3年6月1日 至 令和 4年5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	117,876
2 事業費用	109,839
本来業務事業利益	8,037
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,037
II 事業外収益	15,163
III 事業外費用	2
経常利益	23,198
IV 特別損失	0
税引前当期利益	23,198
法人税等	3,157
当期利益	20,041

様式2

法人名 医療法人 木下会
 所在地 和歌山県和歌山市太田554番地の5

※医療法人番号 □□□□□

財 产 目 錄

(令和 4年5月31日現在)

1. 資 产 額	101, 623千円
2. 負 債 額	15, 781千円
3. 純 資 产 額	85, 842千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	59, 148
B 固定資産	42, 475
C 資産合計 (A+B)	101, 623
D 負債合計	15, 781
E 純資産 (C-D)	85, 842

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式5

法人名 医療法人 木下会
所在地 和歌山市太田554番地の5

※医療法人整理番号

--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額(千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

ct69

様式5

監事監査報告書

医療法人 木下会
理事長 木下 豊 殿

私は、医療法人木下会の令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月25日

医療法人 木下会

監事 寺口 啓子